

平成 25 年 12 月 26 日

各位

会 社 名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代 表 者 名 取締役社長 佐藤 康博
本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号
コード番号 8411 (東証第一部)

会 社 名 株式会社みずほ銀行
代 表 者 名 取締役頭取 佐藤 康博
本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号

当社グループガバナンスの高度化に向けた取組みについて

本日、株式会社みずほフィナンシャルグループ（取締役社長 佐藤 康博、以下「F G」または「当社」）および株式会社みずほ銀行（取締役頭取 佐藤 康博、以下「B K」または「当行」）は、銀行法第 52 条の 33 第 1 項および同法第 26 条第 1 項の規定に基づき、金融庁より行政処分（F Gは業務改善命令、B Kは業務の一部停止を含む業務改善命令）を受けました。当社および当行は、本日の行政処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、お客さまをはじめ、関係者の皆さま方にご迷惑をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます。

当社グループは、平成 25 年 2 月 26 日付「One MIZUHO New Frontier プラン～〈みずほ〉の挑戦～」にてお知らせ致しましたとおり、新しい金融の姿に向け〈みずほ〉のビジネスモデルを進化させるとともに、グループガバナンスの強化とグループ経営効率の改善を図ることとし、「ワンバンク」・「ワンセキュリティーズ」への移行、新しいグループ資本ストラクチャーとグループ運営体制への移行、グループ一体戦略を支えるガバナンスの強化等の諸施策を実施して参りました。今般、グローバルに展開する金融グループの一員としての社会的役割を果たすべく、ビジネスモデルの進化の更なる加速化と共に、当社グループガバナンスの更なる高度化に向け、強靱なガバナンス態勢の確立および危機対応力の強化について以下のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、既に平成 25 年 9 月 27 日付業務改善命令（金監第 2094 号）に基づき、同年 10 月 28 日に金融庁に提出している業務改善計画を着実に実行していくと同時に、本日の行政処分を踏まえた追加施策についても検討して参ります。

1. 強靱なガバナンス態勢の確立に向けた対応について

コーポレート・ガバナンスを巡る法令等の動向やバーゼル銀行監督委員会の原則等を見据えた、グローバルかつ先進的なガバナンスの枠組みを積極的に取り入れるべく、委員会設置会社への移行や社外取締役の追加招聘等の強靱なガバナンス態勢の確立に向けた基本方針を決定し、検討・対応準備を進めていくことを決定いたしました。

2. 危機対応力の強化について

有事や緊急事態への対応力の強化に加え、危機に対する予兆・前兆への事前検知を強化するため、当社および当行に危機管理の専担組織を設置いたします。また、当社の事業継続管理委員会に専門部会を設置し、外部有識者も交えたグループ危機対応力の強化に取り組んで参ります。

詳細につきましては、別紙をご覧ください。

以上

1. 強靱なガバナンス態勢の確立に向けた対応について

当社グループでは、①取締役会による執行に対する監督機能の抜本的な強化（特に、社外者によるチェックアンドバランス機能の積極的な活用）、②ガバナンス態勢を支える人材の適材適所の徹底、③グローバルかつ先進的なガバナンスの枠組みの採用の3点を基本方針として、強靱なガバナンス態勢の確立に向けた以下の対応策案について検討・対応準備を進めることといたしました。

なお、F Gにおける諸施策につきましては、平成26年6月（予定）の株主総会における承認を前提に、平成26年上期中を目処に、また、B K、みずほ信託銀行株式会社（以下「T B」）およびみずほ証券株式会社（以下「S C」）における諸施策につきましては、平成26年4月を目処に実施することを目指して検討・対応準備を進める予定です。

（1）委員会設置会社への移行検討（F G）

執行に対する監督機能の強化と経営のプロセスの透明性向上によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化および意思決定の迅速化による経営の機動性向上を企図し、株主総会における承認を前提として、委員会設置会社に移行する方針とし、具体的な検討・対応準備を進めて参ります。

（2）業務執行統括と取締役会議長の分離（F G）

取締役会の監督機能の明確化のため、取締役会議長と業務執行統括を分離し、取締役会議長を原則として社外取締役とすることを検討して参ります。

（3）社外取締役の追加招聘（F G・B K・T B・S C）

コーポレート・ガバナンス、法令遵守、危機管理、金融機関のリスク管理等の専門的知見や経験が豊富な社外の取締役を追加的に招聘することを検討して参ります。

（4）執行ラインの取締役兼任ルールを明確化（F G・B K・T B・S C）

取締役兼執行役（F G）ないしは業務執行取締役（B K・T B・S C）は副頭取、常務等の役位ではなく、コンプライアンス統括グループ長等の委嘱職位を踏まえて選任することを検討して参ります。

（5）任意委員会等の設置（F G・B K）

取締役会の諮問機関等として、各々のメンバーの過半数を社外取締役とする以下の任意の委員会等を設置することを検討して参ります。

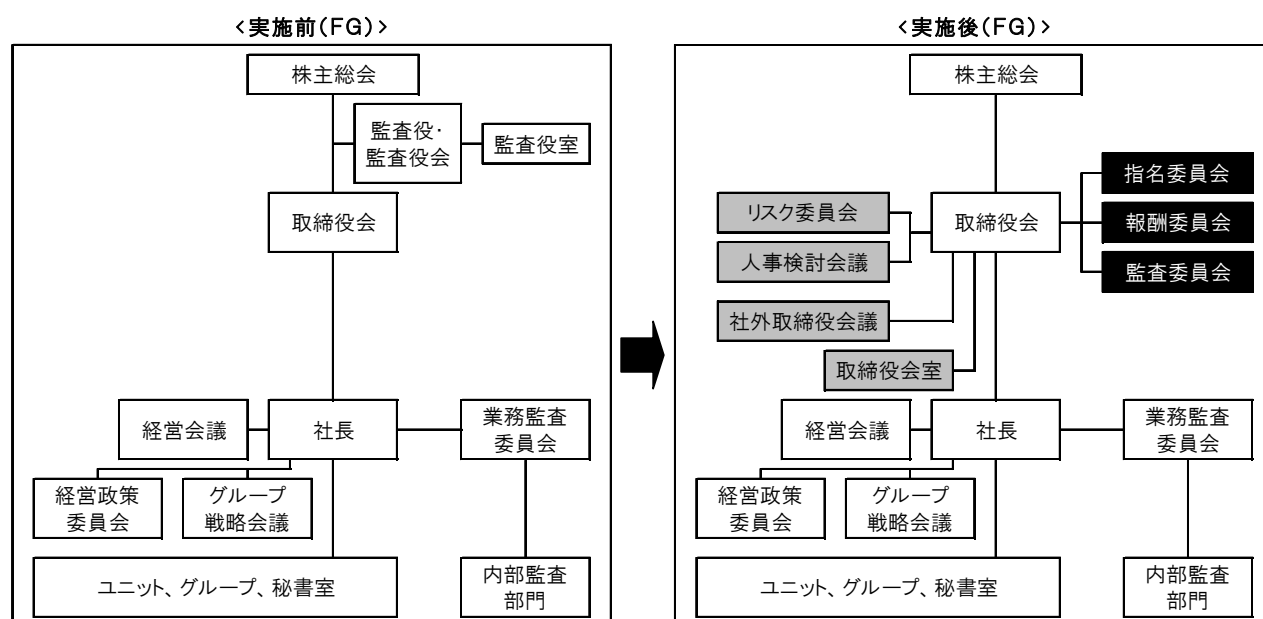
- ・ 「リスク委員会」（F G・B K）：リスク管理全般に関する事項
- ・ 「監査・コンプライアンス委員会」（B K）：内部監査・法令遵守状況に関する事項
- ・ 「人事検討会議」（F G）：執行役、グループの役付執行役員候補の検証、役員アセスメント等

また、社外取締役のみで構成される「社外取締役会議」の新設により、社外取締役間のコミュニケーション活性化等を図って参ります。

（6）取締役会室（仮称）の設置（F G・B K）

社外取締役を中心としたガバナンス態勢をサポートする組織を新設することを検討して参ります。

上記(1)(5)(6)の諸施策の実施前後のF G組織図（イメージ）は以下のとおりとなります。



2. 危機対応力の強化について

当社グループでは、グループとしての危機対応力の強化に向けて、有事や緊急事態への対応力の強化に加え、危機の予兆や前兆を正確に捉え、適切な対応を行っていく態勢を整備することといたしました。

(1) 「危機管理室」の設置（F G・B K）

緊急事態発生時における対応および事業継続管理を専門的に担う「危機管理室」を、当社および当行の経営企画部内に設置することといたしました（平成26年1月設置予定）。

同室は、経営に重大な影響を及ぼしうる緊急事態発生時における情報収集・分析、対応案の策定等の一連の対応を統括するとともに、緊急事態の予兆情報・前兆情報の集約・分析、経営への迅速な報告など当社および当行の危機対応の統括本部の機能を担って参ります。

そのために、外部機関等との関係強化を通じた幅広い知見を積極的に取り入れ、過去事例等の収集・調査・分析を通じてノウハウを蓄積するとともに組織内への定着化を図って参ります。

なお、人員面についても増強することに加え、T B・S Cにも同様の専担組織を設置・整備し、グループ全体として危機対応力の強化に努めて参ります。

(2) 適切かつ速やかな初動対応に必要な情報集約態勢の整備（F G・B K）

従来、緊急事態への対応については、事象ごとにスポットを当てた態勢を整備・強化して参りました。今般、社会情勢の変化が一層速まる中、より早期に適切な対応を可能とし、発生した事象の影響極小化をはかるべく、前記の「危機管理室」を中心とした予兆情報・前兆情報の集約・発信ルールの整備など、緊急事態につながる事前段階における態勢を強化することといたしました。

(3) 専門部会の設置（F G）

グループ全体として、平時より経営に重大な影響を及ぼしうる事象への対応力をレベルアップする観点から、当社の「事業継続管理委員会」のもとに、危機事象への対応力強化に焦点を当てたテーマや課題を専門的に取り扱う部会として、「危機対応力強化部会」を新たに設置することといたしました（平成26年1月設置予定）。

なお、当部会では、外部有識者より、金融以外も含めた他社事例に関する情報や、危機管理ノウハウを積極的に取り入れることで、ますます激しくなる社会環境の変化にも適切に対応できるグループ全体の危機対応態勢を構築して参ります。

以 上